令和7年度
横浜市指定介護保険サービス事業者等
集団指導講習会資料

認知症対応型共同生活介護編

OPEN
YOKOHAMA

実際の事業所運営に当たっては、
「運営の手引き」を参照してください。

目　　次

【認知症対応型共同生活介護編】

１　　身体拘束廃止未実施減算について・・・・・・・・・・・・１

２　　高齢者向け福祉施設における防火・避難規定等の建築基準

　　　法令に関する注意点について・・・・・・・・・・・・・・４

３　　施設で給食を提供する場合の届出について・・・・・・・７

４　　レジオネラ症発生防止対策・・・・・・・・・・・・・・・９

１　身体拘束廃止未実施減算について

１　減算の規定

身体的拘束等を行う場合の記録を行っていない場合や、身体的拘束等の適正化のための定期的な委員会の開催、指針の整備、研修の実施を行っていない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、介護報酬が90％に減算されます。

注意

○ **<u>事業所内で身体的拘束等を行っていなかったとしても</u>**、身体的拘束等の適正化のための定期的な委員会の開催、指針の整備、研修の実施を行っていない場合は、身体拘束廃止未実施減算が適用されます。

２　減算に係る留意事項

身体的拘束等を行う場合の記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。

３　基準条例

（１）指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（２）指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ　介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

４　基準条例に係る解釈通知

（１）本市条例第119条第５項及び第６項は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急や

むを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

なお、本市条例第129条第２項の規定に基づき、当該記録は、２年間保存しなければならない。

（２）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

本市条例同条第９項第１号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられる。また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。

また、身体的拘束適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

指定認知症対応型共同生活介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

具体的には、次のようなことを想定している。

ア　身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。

イ　介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。

ウ　身体的拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。

エ　事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。

オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

カ　適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

（３）身体的拘束等の適正化のための指針

指定認知症対応型共同生活介護事業者が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

ア　事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

イ　身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

ウ　身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

エ　事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

オ　身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

キ　その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

（４）身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修

介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えない。

２	高齢者施設における防火・避難規定等の 建築基準法令に関する注意点について

１　高齢者向け福祉施設における建築基準法令等の遵守について

建築基準法では不特定又は多数の方が使用、就寝等する用途の建築物を特殊建築物と定め、これらに適用する防火や避難に関する規定を強化しています。通所介護施設などの福祉施設についても、自力避難の困難な方が日常的に利用しており、一旦事故が発生すると大事故に発展するおそれがあることから、これらの特殊建築物に該当します。

施設を管理される方におかれましては、人命を預かっているということをあらためて認識していただき、建築基準法令を遵守し、適切な管理をお願いします。

２　管理上の注意点について

（１）建築基準法令への適合について

建築物を常時適法な状態に保つことは、所有者、管理者又は占有者の責務です（建築基準法第８条より）。建築基準法令により規定された建築物の防災チェックポイントを掲載いたしましたので、お目通しのうえ、適正な維持管理をお願いいたします。

また、建築物の新築、増築、用途変更等の際は、防火や避難に関する規定は現行の法令に適合させる必要があり、一部を除いて建築確認申請の手続きが必要となりますので、建築士などの専門家にご相談のうえ、適法な施設とするようお願いします。

（２）建築基準法に基づく定期報告について

①　定期報告制度の概要

横浜市では、建築基準法第12条第１項及び第３項の規定に基づき、一定の用途及び規模の建築物の所有者等は、定期的にその建築物の状態や建築設備について資格者に調査・検査をさせ、その結果を横浜市に報告するよう義務付けています。（定期報告制度といいます。）

定期報告の一連の流れ

管理者（報告者）	➡ 調査・検査の有資格者	➡ 管理者（報告者）	➡ 横浜市	➡ 管理者（報告者）
調査・検査の依頼	調査・検査の実施 報告書の作成 管理者への報告	報告書の内容を確認し、市へ提出	報告書受理・審査 管理者への是正指導等	改善等を行い、適切な維持管理を継続

②　定期報告の対象建築物について

一定規模以上の入所者のための宿泊施設を有する老人福祉施設、老人ホーム、介護老人保健施設、病院は、定期報告の対象建築物となります。

詳しい制度の内容については横浜市の「定期報告」ホームページをご覧いただき、対象建築物に該当する場合は、定期報告を行っていただきますようお願いします。

福祉施設等で定期報告の対象となる建築物

老人福祉施設、老人ホーム、介護老人保健施設、病院の用途に供する部分が次のいずれかに該当する場合は、定期報告が必要となります。

ア　床面積が100㎡を超える部分が、３階以上又は地階にあるもの

（例）

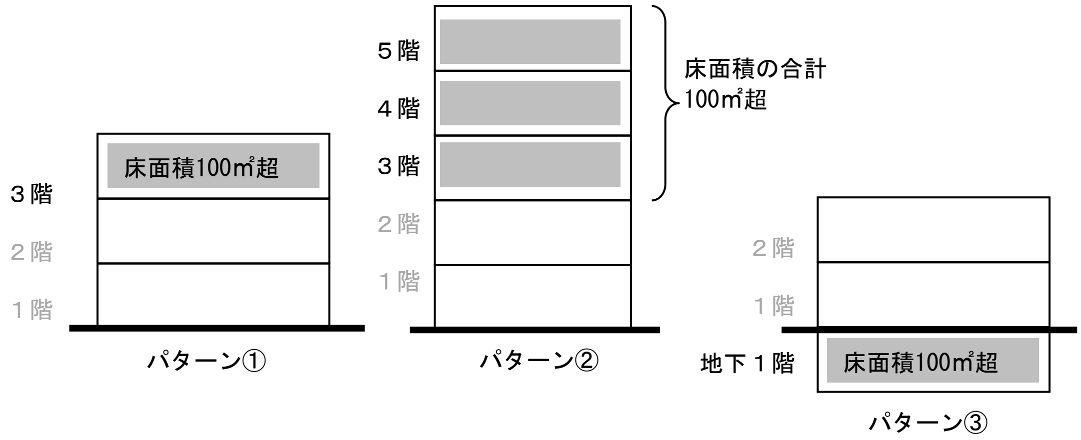

イ　２階部分の床面積が300㎡以上のもの

（例）

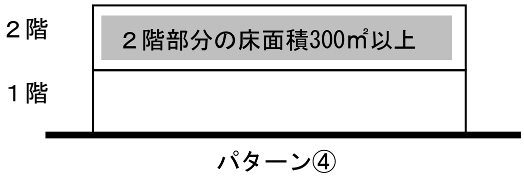

【横浜市の「定期報告」ホームページ】

・横浜市 建築局 建築物昇降機等の定期報告

（URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/teikihoukoku/）

【問い合わせ先】

・建築確認申請の手続きに関する相談

建築局建築指導課指導担当　TEL：045-671-4531　FAX：045-681-2437

・建築基準法第12条に基づく定期報告に関する相談

建築局建築指導課建築安全担当　TEL：045-671-4539　FAX：045-681-2434

■建築物の防災チェックポイント一覧

建物を常時適法な状態に保つことは、所有者、管理者又は占有者の責任です（建築基準法第８条）。以下のチェックポイントを活用して、建築物の適切な管理にお役立てください。

箇所	チェックポイント	解説
非常用の照明装置	□ 主電源を落したり、ひもを引いたりして照明が点灯しますか。バッテリーや電球切れで点灯しない場合があります。必要に応じ点検し交換しましょう。	停電になった際に点灯し、避難路を照らすために設置されている設備です。 消防法に基づく緑色の誘導灯（避難口を示すもの）とは異なります。
排煙窓	□ 排煙窓が円滑に開閉できますか。 開放装置（オペレーターやチェーン）や窓等が、家具や荷物で隠れていたり、開放装置に不具合があったりしませんか。 □ 開放方法は予め確認しておきましょう。	火災時に最も恐いのは煙やガスです。 排煙窓や排煙設備等は、火災で発生した煙やガスの建物内での拡散を防ぎ、速やかに屋外へ排出するため、重要な設備となります。
内装制限	□ 火気を使用する居室等（※1）で内装材料が、木質など燃えやすいものになっていませんか。 ※1 煙を逃がす窓等が設けられていない部屋や、3階以上にある部屋、調理室やボイラー室等の火気を使用する部屋	火災の拡大を防ぎ避難と消防活動を促進するため、壁や天井等の内装仕上げを燃えないもの等にする必要があります。 内装工事の際は建築士等の専門家に相談しましょう。
階段の防火扉	□ 防火扉を開閉するうえで障害となる物が置かれていませんか。 □ 防火扉が自動的に閉まるよう、ドアクローザが機能していますか。 □ 防火扉をひも等で固定していませんか。	階段に面する扉は、避難するための階段を炎や煙から守ると共に、上階への煙の拡散を防ぐ重要な役割があります。
敷地内通路や廊下等の避難経路	□ 緊急時の避難経路に避難の障害となる物を置いていませんか。 避難経路は屋外の道路まで確保しましょう。	火災時の避難には、廊下、通路の確保が大切です。法律上、原則として2方向の避難経路が必要となります。
階段	□ 避難の障害となる物を置いていませんか。 □ 火災の原因となる物を置いていませんか。	階段は、非常時に避難経路となります。 普段使用していない階段も、安全な避難のために維持管理が必要です。
外壁の開口部等	□ RC造、鉄骨造等の建物の場合、窓、換気扇等に網入ガラス、防火ダンパー（※2）等の防火設備が設置されていますか。 ※2 火災時に風道から煙が拡散しないよう風道を封鎖させる仕組みのこと	他の建物等からの延焼防止のため、延焼の恐れのある部分（※3）にある窓や換気扇などには防火設備等を設けなければならない場合があります。 ※3 隣地境界線及び道路中心線から1階にあっては3m以内、2階以上の階にあっては5m以内の部分
非常用の進入口	□ 道路側に面した窓（幅75cm×高さ1.2m以上の大きさの進入口に代わるもの）などが開きますか。 □ 家具、荷物、広告板等の障害物はありませんか。	3階建以上の建物には、火災時に消防隊が進入し消火・救助活動を可能にするため、道路等に面して非常用の進入口等を設置することが必要となります。

3　施設で給食を提供する場合の届出について

社会福祉施設等で入居者・利用者に給食を提供している施設のうち、営業以外の場合で、１回の提供食数が 20 食程度以上の施設については、食品衛生法に基づく届出制度の対象となります。

この届出制度は、食事提供の実態把握や食品衛生責任者の選任、HACCP に沿った衛生管理といった自主衛生管理を推進していくことを目的としています。

１回の提供食数が 20 食程度未満の小規模な施設は、届出対象外となりますが、本市では食中毒のリスクの高い高齢者等を対象とした社会福祉施設については、これまでと同様にノロウイルスや腸管出血性大腸菌、ウエルシュ菌等による食中毒の未然防止のための衛生管理の支援を行います。

【食品衛生法に基づく届出制度の取扱い】

１　食品衛生法に基づく届出の対象施設

１回の提供食数が 20 食程度以上の、営業以外の場合で継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設

＊　１回の提供食数が 20 食程度未満の施設は届出不要です。

＊　調理業務を外部へ委託している場合、受託事業者は営業許可の取得が必要です。
　　受託事業者が営業許可を受けた場合、施設側の届出は不要です。

２　届出手続きについて

区生活衛生課窓口での書面による届出又は国の食品衛生申請等システムにより届出を受け付けています。

(1) 窓口で届出を行う場合の必要書類など

ア　営業届（第 14 号様式）

イ　食品衛生責任者の資格を証明する書類（調理師・栄養士免許、養成講習会修了証などの原本又は写し）

ウ　施設の構造及び設備を示す図面（調理室の構造設備、従事者及び利用者の便所、手洗い設備、食事をとる場所の位置が確認できるもの）

エ　施設付近の見取り図（届出書記載の所在地では場所がわかりにくい場合のみ）

オ　水質検査結果の写し（水道事業等により供給される以外の水（井水　等）を使用する場合のみ）

(2) 国の食品衛生申請等システムにより届出を行う場合の必要書類など

システム上にて、必要事項の入力（※）と、上記イからオまでのデータの添付を行い、届出を行います。（エ、オは必要な場合のみ）

※　食品衛生責任者の情報を入力する際に、「受講した講習会、資格取得年月日等」欄に資格者番号も併せて入力してください。

（入力例）〇〇講習会、〇年〇月〇日取得、第〇〇号（養成講習会受講の場合）
　　　　　〇〇県、〇年〇月〇日取得、第〇〇号（栄養士等免許の場合）

《食品衛生申請等システム》（厚生労働省ウェブページ）
https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp

【 HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理について】

1　対象

食品衛生法に基づく許可・届出の対象施設は、HACCP に沿った衛生管理に取り組む必要があります。

HACCP とは…
原材料の受入れから調理、提供までの各工程を管理することで食中毒や異物混入などの危害を防止する衛生管理の方法です。事故発生時には速やかな対応につながります。

2　具体的な対応について

(1) HACCP の導入

厚生労働省が公表している手引書に従い「衛生管理計画」を作成し、衛生管理の実施状況を毎日記録します。既に衛生管理のマニュアルを作成している場合は、既存のマニュアルと手引書を比較し、管理する項目に不足があれば追加しましょう。また、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従って衛生管理を実施している場合は、同マニュアルが HACCP に基づき作成されていることから、新たな対応は生じません。

なお、1回の提供食数が 20 食程度未満の食品衛生法に基づく届出対象に該当しない施設であっても、手引書などを参考に自主的な衛生管理に努めましょう。

「手引書」について詳しくはこちらを御覧ください。
《HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書》
（厚生労働省ウェブページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html

(2) HACCP の運用

HACCP の導入後は、定期的に記録を振り返り、衛生管理計画を見直すことで、継続的に衛生レベルの向上を図りましょう。

【 食品衛生責任者実務講習会について】

横浜市内の食品営業等施設に選任された食品衛生責任者の方は、年に１回「食品衛生責任者実務講習会」を受講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めましょう。

横浜市保健所では、従来の集合型の実務講習会に加えて、食品関係団体と協力してｅラーニングによる実務講習会も実施しています。業務の都合やご希望に合わせて、年に１回は受講するようにしましょう。

○　相談・届出窓口（各区福祉保健センター生活衛生課）

仕入れた弁当をそのまま販売・提供する場合など、食品衛生法に基づく届出対象に該当しない場合もあります。「施設が届出の対象か」などの相談は事前に施設のある区の福祉保健センター生活衛生課へお問い合わせください。

また、HACCP に沿った衛生管理に関する御不明点もお問い合わせください。

窓口	所在地	電話番号	窓口	所在地	電話番号
鶴見区	鶴見区鶴見中央 3-20-1	510－1842	金沢区	金沢区泥亀 2-9-1	788－7871
神奈川区	神奈川区広台太田町 3-8	411－7141	港北区	港北区大豆戸町 26-1	540－2370
西区	西区中央 1-5-10	320－8442	緑区	緑区寺山町 118	930－2365
中区	中区日本大通 35	224－8337	青葉区	青葉区市ケ尾町 31-4	978－2463
南区	南区浦舟町 2-33	341－1191	都筑区	都筑区茅ケ崎中央 32-1	948－2356
港南区	港南区港南 4-2-10	847－8444	戸塚区	戸塚区戸塚町 16-17	866－8474
保土ケ谷区	保土ケ谷区川辺町 2-9	334－6361	栄区	栄区桂町 303-19	894－6967
旭区	旭区鶴ケ峰 1-4-12	954－6166	泉区	泉区和泉中央北 5-1-1	800－2451
磯子区	磯子区磯子 3-5-1	750－2451	瀬谷区	瀬谷区二ツ橋町 190	367－5751

4	**レジオネラ発生防止対策**

1　横浜市でのレジオネラ症発生状況

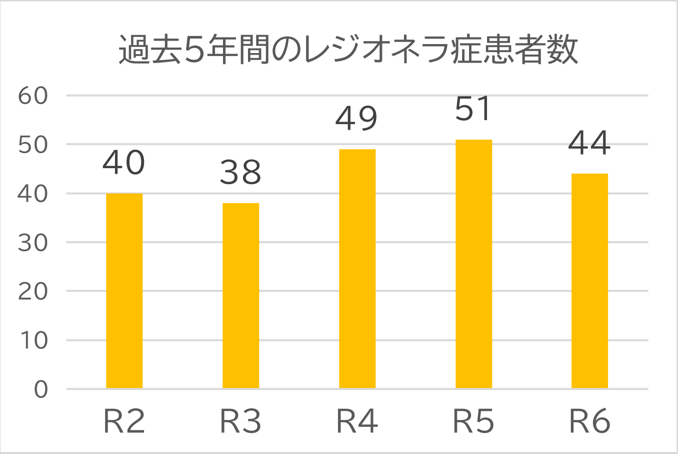

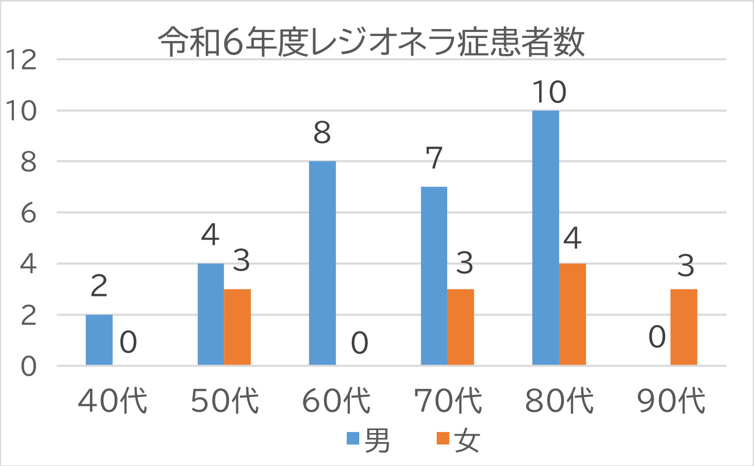

2　レジオネラ症とは

(1)症状

レジオネラ症とは、レジオネラ属菌を含む水しぶきを吸入することが原因で起こる感染症です。高熱や呼吸困難などの症状が現れる「レジオネラ肺炎」と、発熱や筋肉痛などの症状が現れる「ポンティアック熱」に分けられます。一般的に高齢者や呼吸器疾患をお持ちの方などが感染しやすい傾向があります。レジオネラ肺炎の場合は急激に症状が悪化し、亡くなる場合もあります。

(2)感染経路

通常、ヒトからヒトへの感染はありませんが、浴場設備や給湯設備など、お湯が滞留する場所でレジオネラ属菌が増殖し、感染原因となることがあります。

国内では、家庭用のポータブル加湿器が原因となった事例や冷却塔を原因とした集団感染事例が発生しています。

3　設備の管理について

レジオネラ症を防ぐためには、お風呂や加湿器などの日常的な清掃に加え、専門的な維持管理も必要です。「横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱」で定める管理方法は、以下の通りです。

また、これらの管理を実施した記録等を作成し、設備の適切な維持管理を行いましょう。

(1)循環式浴槽設備

浴槽の湯をろ過器を通して循環させることにより、浴槽内の湯を清浄に保つ浴槽設備や、加温のため循環させている浴槽設備が該当します

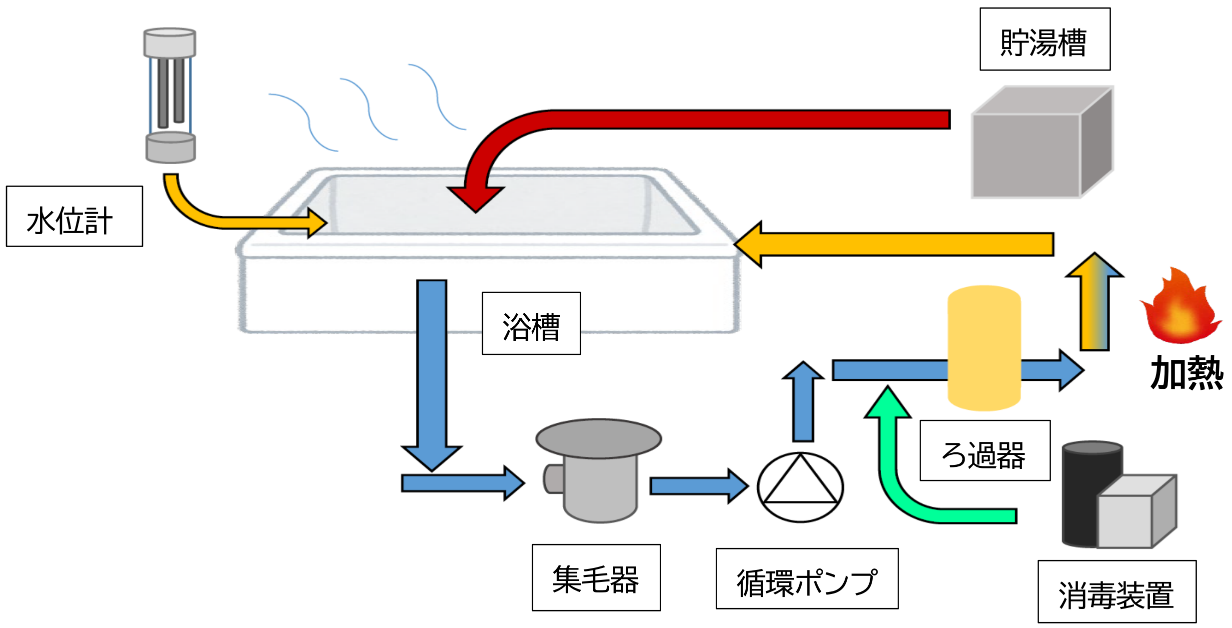

管理の内容	頻度
レジオネラ属菌水質検査	年1回以上
浴槽の清掃・換水	毎日 ただし、ろ過器を使用している場合にあっては、1 週間に1回以上
原湯を貯留する貯湯槽の清掃及び消毒	年1回以上
ろ過器及び循環配管の逆洗浄等の清掃及び消毒	週1回以上
水位計配管の消毒	週1回以上
気泡発生装置、連通管、循環吸込口、排水口などの湯が滞留する箇所の清掃	定期的
集毛器の清掃及び消毒	毎日
浴槽水の塩素測定	頻繁に測定し、 遊離残留塩素濃度は0.4～1.0mg/L、 結合残留塩素(モノクロラミン)濃度は 3.0mg/L以上であるように保つこと

（2）機械浴槽（特別浴槽）

機械浴槽は複雑な構造であることが多く、清掃が不十分になりやすいです。

管理の内容
機械浴槽の製造者が作成する機器取扱説明書を基本に、設置者と製造者が連携して、機械浴槽ごとに具体的な維持管理手順書を策定する
1年に1回以上、浴槽水のレジオネラ属菌水質検査を実施する（※循環式のみ）

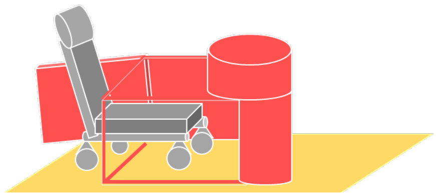

●シャワーヘッド

管理のポイント
定期的に通水し、お湯が溜まらないようにする
スポンジやブラシを使って表面を清掃する
部品を取り外せる場合は分解し、消毒薬に浸け置きするなど、内部の汚れを取り除く

●追いだき機能付浴槽

管理のポイント
利用者ごとに換水する
ぬめりが生じないよう、洗剤やスポンジを使って清掃する
追いだき配管は洗浄剤等を利用し、定期的に汚れを排出する ※メーカーの取扱説明書を確認しましょう

（3）中央循環式給湯設備

給湯・返湯配管を設けて建物全体にお湯を供給する設備のことです。滞留し、お湯の温度が下がった箇所で増殖したレジオネラ属菌が、設備全体に広がるおそれがあります。

管理の内容	頻度等
レジオネラ属菌水質検査	年1回以上
ボイラーの点検、分解清掃	点検は月1回、 分解清掃（法定検査が必要なもの）は年1回
貯湯槽の点検、分解清掃	点検は月1回、分解清掃は年1回（密閉式を除く） 貯湯槽温度は 60℃以上を維持する
補給（膨張）水槽の換水、清掃	月 1 回程度の換水、年1回程度の清掃（密閉式を除く）
シャワーヘッド及び給湯栓の通水、点検、分解清掃及び消毒	週1回の通水、6か月に1回の点検、年1回程度の分解清掃及び消毒 給湯栓の水温は 55℃以上を維持する

管理の内容
設備全体に湯水が均一に循環するよう、循環ポンプや流量弁の作動状況を定期的に確認する
貯湯槽や配管など湯水が滞留しやすい箇所がないか定期的に検査する 滞留している場合は不要な配管を除去する等の対策を行う

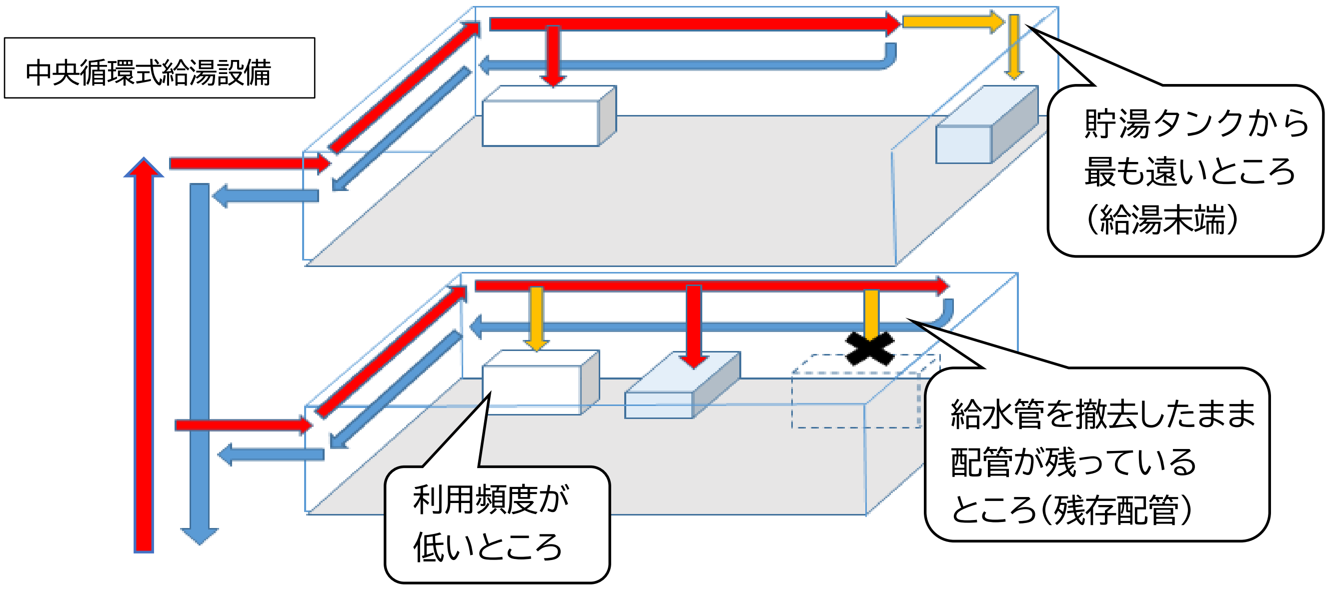

（4）冷却塔

空調機と組み合わせることの多い冷却塔は、外部からレジオネラ属菌の汚染を受けやすく、増殖したレジオネラ属菌が周辺に飛散しやすい設備です。国内外を問わず、冷却塔は大規模な集団感染の原因となった事例が発生しています。

管理の内容	頻度
化学的洗浄	使用開始前 （使用終了後も実施が望ましい）
清掃及び点検	使用期間中の月１回
①抗レジオネラ用薬剤を使用し、冷却水の菌数を制御する ②冷却水を過度に濃縮させないため、冷却水を適宜強制排水する ③スケール防止、腐食防止及びスライム防止のため、薬剤による水処理を行う	使用期間中に状況に応じて実施
レジオネラ属菌水質検査	使用期間に応じて年2回以上（※）

※　冷却塔の運転期間により水質検査の時期が下表のとおり異なります。

冷却塔の運転時期	水質検査の時期
ア　夏期のみ	1回目：冷却塔運転開始から2～3週間後 2回目：7月～8月の間 3回目以降：菌数の変動を把握できる適切な時期
イ　通年	菌数の変動を把握できる適切な時期 （うち1回は7月～8月の間に実施）

（5）加湿装置

●ポータブル加湿器

管理のポイント
水道水を使用する
タンクは毎日換水・清掃し、内部にぬめりが生じないようにする
使わないときは水を抜き、よく乾燥させる
メーカーの取組説明書に従って管理する

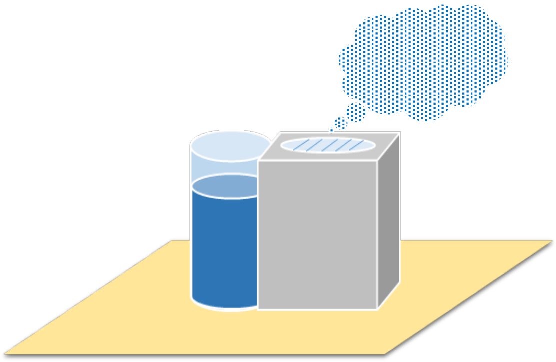

※その他、レジオネラ症発生防止のため維持管理が必要な設備については、横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱を解説したパンフレット「ストップ！！レジオネラ」をご確認ください。

4　日常管理の記録等

レジオネラ属菌の増殖を防ぐために適切な管理を必要とする設備については、性能や配管系統図、管理責任者などを明確にした管理台帳や日頃の管理方法を明らかにした管理手引書、清掃・消毒の記録票などを備え、計画的に管理することが重要です。横浜市ホームページではこれらの作成様式例を

掲載していますので、施設で利用する設備に合わせ作成し、設備や管理者の変更があった場合は見直しを行いましょう。

5　緊急時の対応

施設の利用者にレジオネラ症が疑われる場合や、設備からレジオネラ属菌が検出された場合には、直ちに所在区の区福祉保健センター生活衛生課へ連絡してください。施設では利用者の健康状況を調査し、設備の利用を中止して清掃・消毒などを行い、再検査を行ってください。また、レジオネラ属菌が増殖した原因を究明し、再発防のため、管理方法の見直しを行ってください。

【問い合わせ先】医療局生活衛生課
TEL：045-671-2456
e-mail：ir-seikatsueisei@city.yokohama.lg.jp

・タンクは毎日換水・清掃し、内部にぬめりが生じないようにしましょう

・メーカーの取扱説明書に従った管理をしましょう

・長期間使用しないときは水を抜き、よく乾燥させましょう

（超音波振動などの加湿器を使用するときには、特に注意して管理しましょう）

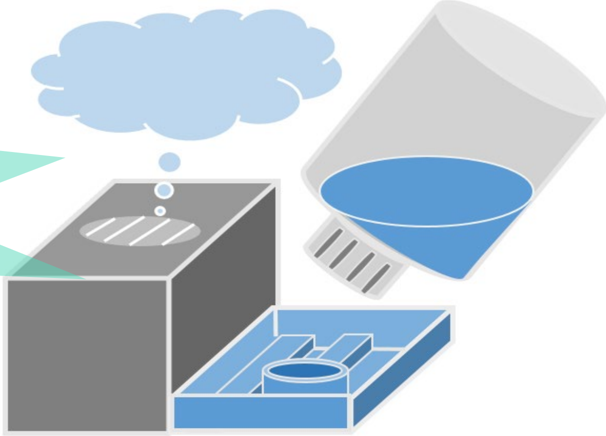

ポータブル加湿器

家庭で行う

レジオネラ症発生防止対策

・定期的に通水し、長期間お湯がたまらないようにしましょう

・スポンジやブラシを使って表面を清掃しましょう

・部品を取り外せる場合は分解し、消毒薬に浸け置きするなど、内部の汚れを取り除きましょう

・お湯は毎日換水しましょう

・洗剤やスポンジを使って清掃し、ぬめりが生じないようにしましょう

・追いだき配管は洗浄剤等を利用し、定期的に汚れを排出しましょう

追いだき機能付浴槽の配管や加湿器のタンク、シャワーヘッドの内部など、お湯や汚れが滞留しやすい場所で増殖したレジオネラ属菌を原因とする感染事例が発生しています。適切な清掃・消毒を行いましょう。

レジオネラ症とは

レジオネラ肺炎

主な症状：高熱、呼吸困難、筋肉痛、
吐き気、下痢、意識障害

潜伏期間：2～10 日

特徴：急激に重症化することもある

ポンティアック熱

主な症状：発熱、寒気、筋肉痛

潜伏期間：12時間～3 日

特徴：一般的に軽症で、数日で治ることもある

　レジオネラ症とは、レジオネラ属菌を含む水しぶきを吸入することが原因でおこる感染症です。 高熱や呼吸困難などの症状が現れる「レジオネラ肺炎」と、発熱や筋肉痛などの症状が現れる 「ポンティアック熱」に分けられます。レジオネラ属菌はぬめりのある水の中で増殖し、一般的に高齢者や呼吸器疾患をお持ちの方などが感染しやすい傾向があります。ヒトからヒトへの感染はありませんが、お湯やぬめりがたまる箇所でレジオネラ属菌が増殖し、その水しぶきを吸い込むことでレジオネラ症に感染するおそれがあります。

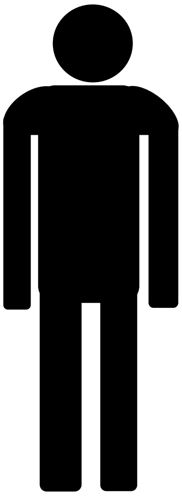

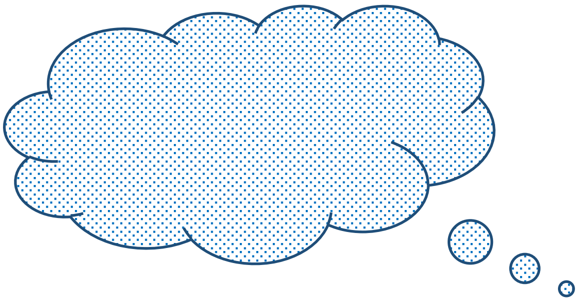

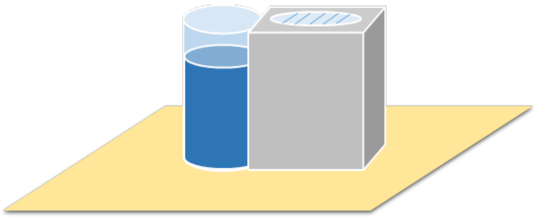

お問合せ先

福祉保健センター	電話番号	福祉保健センター	電話番号	福祉保健センター	電話番号
鶴見区	045-510-1845	保土ケ谷区	045-334-6363	青葉区	045-978-2465
神奈川区	045-411-7143	旭区	045-954-6168	都筑区	045-948-2358
西区	045-320-8444	磯子区	045-750-2452	戸塚区	045-866-8476
中区	045-224-8339	金沢区	045-788-7873	栄区	045-894-6967
南区	045-341-1192	港北区	045-540-2373	泉区	045-800-2452
港南区	045-847-8445	緑区	045-930-2368	瀬谷区	045-367-5752

令和７年1月　発行
作成者　　横浜市医療局生活衛生課（横浜市中区本町6-50-10）
電話番号　045-671-2456
FAX　　　045-641-6074
E-mail　：ir-seikatsueisei@city.yokohama.lg.jp
関連 HP：https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kaiteki/legionella/legikatei.html

※個別のご相談はお問合せ先に記載の連絡先にお願いします。